**別記様式第48号**（第103条関係）

|  |
| --- |
| 営 業 の 方 法営業所の名称営業所の所在地 |
| 営業時間 | 午前　　　　　　　　　　　午前　　　　　時　　 分から　　　　　　 時　　 分まで午後　　　　　　　　　　　午後 |
| 18歳未満の者を従業者として使用すること | ①する　　②しない |
| ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること | ①する　　②しない |
| ①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 |
| 飲食物（酒類を除く。）の提供 | ①する　　②しない |
| ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 |
| 酒類の提供 | 提供する酒類の種類及び提供の方法 |
| 20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 |
| 客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯 | 遊興の内容 |  |
| 時間帯 | 午前　　　　　　　　　午前　　　　 時　　 分から　　　　 時　　 分まで午後　　　　　　　　　午後 |
| 当該営業所において他の営業を兼業すること | ①する　　②しない |
| ①の場合：当該兼業する営業の内容 |

備考

　１　「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

　２　「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

　３　「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。

　４　「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。

　５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

　６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。